2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県宇土市上網田町字瀬戸一一八五、一一九四・一一九五合併、一二〇〇、字中ノ瀬二三五四、二三五五、二三五六の一、二三六四、字穴ノ迫二三八一、二三八三、二三八四・二三八五合併、二三八七の一、二三八七の二、二三九五、二三九八、二四〇〇、二四〇一、字谷迎二四〇二・二四〇三合併、字二重二五九六、二五九七、二五九八・二五九九合併

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字天ヶ瀬四六二七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天ヶ瀬四六二七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年十一月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　福島県菅谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を市道萱ノ作・菅谷線官民地境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号を市道菅谷一号線官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

福島県いわき市平上山口

字根ケ坪　四一番　一号
三九番　二号及び九号
字小伝作　二三番一　三号
二二番一三　四号
二二番五　五号
字国玉　二七番イ　六号
二九番二　七号
字菅谷　一〇四番　八号

二　和歌山県下ノ尾地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県日高郡みなべ町晩稲

字西二本松　一三七二番四　一号
一三六六番　二号
一三六二番一　三号
一三五五番二　四号
一三〇三番九　五号
一二九九番一　六号
一六五七番　七号
一五〇九番一　八号
一五一四番　九号
一五二一番一一　十号
一五二四番二　十一号
一五三一番一　十二号
一五四九番三　十三号

三　愛媛県恋木地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

愛媛県大洲市恋木

甲五七三番一　一号
乙三九九番一　二号
甲八一六番三　三号
乙二五六番一　四号
乙二三三番一　五号
乙二〇〇番　六号
乙七二番　七号
甲二五番一　八号
甲五三一番　九号

四　愛媛県本村地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を大和川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

愛媛県大洲市豊茂

甲二〇五番　一号
甲三六一番二　二号
戊一〇四番　三号
戊一〇六番二　四号
戊一二三番　五号
甲五三番　六号

五　愛媛県神崎地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を神崎前海岸低潮線に沿って結んだ線に囲まれた区域

愛媛県西宇和郡伊方町神崎

字サシノゾキ　二四二番　一号
字トビスコヘ　一四五九番一　二号
一四五八番一　三号
一三〇六番三　四号
字タカテ　九二三番二　五号
字タキノシタ　三二八番二　六号
字オキ　一三五五番二　四号
一三〇三番九　五号
一二九九番一　六号
一六五七番　七号
一五〇九番一　八号
一五一四番　九号
一五二一番一一　十号
一五二四番二　十一号
一五三一番一　十二号
一五四九番三　十三号

三　愛媛県恋木地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

愛媛県大洲市恋木

甲五七三番一　一号
乙三九九番一　二号
甲八一六番三　三号
乙二五六番一　四号
乙二三三番一　五号
乙二〇〇番　六号
乙七二番　七号
甲二五番一　八号
甲五三一番　九号

四　愛媛県本村地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を大和川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

愛媛県大洲市豊茂

甲二〇五番　一号
甲三六一番二　二号
戊一〇四番　三号
戊一〇六番二　四号
戊一二三番　五号
甲五三番　六号

五　愛媛県神崎地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を神崎前海岸低潮線に沿って結んだ線に囲まれた区域

愛媛県西宇和郡伊方町神崎

字サシノゾキ　二四二番　一号
字トビスコヘ　一四五九番一　二号
一四五八番一　三号
一三〇六番三　四号
字タカテ　九二三番二　五号
字タキノシタ　三二八番二　六号
字オキ　一三五五番二　四号
一三〇三番九　五号
一二九九番一　六号
一六五七番　七号
一五〇九番一　八号
一五一四番　九号
一五二一番一一　十号
一五二四番二　十一号
一五三一番一　十二号
一五四九番三　十三号

六　鹿児島県関外地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県出水市境町

三六三二番六　一号
四六六二番　二号
四五七九番　三号
四七〇六番　四号及び五号
三六〇三番　六号
三六〇一番三　七号

○国土交通省告示第千二百十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十一年十一月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　和歌山県本村地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を遠井谷川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線、標柱四号と五号を昭和五十五年建設省告示第八百十二号で指定した和歌山県遠井地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和六十二年建設省告示第六百九十三号で指定した和歌山県本村地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

和歌山県有田郡有田川町大字遠井

字塔ノ田　三七四番一　一号
三七四番一地先河川敷　二号
字浅谷　二七八番二地先河川敷　三号
二七八番二　四号
三一九番　五号
三二四番　六号
三二二番一四　七号
三二二番二　八号
字山ノ下　五一〇番三　九号

二　愛媛県寺組地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を柳沢川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和五十四年建設省告示第四百七十三号で指定した愛媛県寺組地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十九年建設省告示第五百七十一号で指定した愛媛県寺組地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域